

売店設置基本方針

1 基本方針策定の趣旨

第46回北信越中学校総合競技大会の参加者および一般観覧者等に便宜を与え、あわせて広く郷土の物産品を紹介することを目的として、競技会場指定区域内に売店を設置する。

2 売店設置の目的

- (1) 大会参加選手の使用する用具、用品の補給、修理に関する現地における即応サービス体制を整備し、競技運営の円滑化を図る。
- (2) 大会記念品コーナー等において、シンボルマークや地名入りの記念品や、郷土の物産品を紹介し参加者や大会関係者のよき思い出作りに寄与する。

3 売店の種類

- (1) スポーツメーカーのサービスコーナー
- (2) 記念品のサービスコーナー
- (3) 郷土の物産品のサービスコーナー

4 売店設置・運営の方針

- (1) 売店設置に関する業務は、福井県実行委員会が行うものとする。
- (2) 売店等を設置する場合は、会場となる施設等の管理者、関係機関、関係団体と連絡を密にし、大会運営に支障のないように配慮するものとする。
- (3) 売店等での取扱品目は、本大会の趣旨を考慮し、その目的を達成するものとする。
- (4) 売店の設置・運営および廃止に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

5 売店設置運営事項

売店の設置・運営に関する事項および詳細については、福井県実行委員会の定める、別紙「売店設置運営要項」に記す。